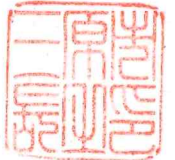


公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月27日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名	年度	期別	氏名
地方税法第329条に係る書類	令和8年度	第1期	高橋 貴恵
地方税法第329条に係る書類	令和8年度	第1期	SESUELOS JUFIL NIERE
地方税法第329条に係る書類	令和8年度	第1期	SAMIANA RONNEL TAGUIBALOS
地方税法第329条に係る書類	令和8年度	第1期	DUONG JOHN LIEM
地方税法第329条に係る書類	令和8年度	第1期	HAMMOND ISAIAH MYRON ALBERT
以下余白			

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。